

重度訪問介護における報酬単価の見直しについて

【担当省庁】厚生労働省

大和高田市における取組

(現状・課題)

重度訪問介護事業は、重度障害者の地域生活における自立性を高めるサービスであるが、その利用実態については地域格差が大きいと指摘されている。

大和高田市においては、令和5年3月時点で22事業所が重度訪問介護の事業指定を受けているが、実際にサービス提供を行っている事業所については5事業所のみとなっている。また、実利用者数については令和5年3月時点で2名である。新型コロナウイルスの影響により利用控えをされている利用者がおられることも原因としてはあるが、通常の居宅介護の報酬単価に比べ、重度訪問介護についてはその半分程度の報酬単価となっていることも大きく影響していると考えられる。大和高田市においても、利用者から『重度訪問介護になってしまうと、利用できる事業所がない若しくは減ってしまうため居宅介護の利用を認めてほしい』との要求を受けている状況である。

重度障害者の生活実態については、いまだに家族介護が中心になっている状況にあり、介護のための離職や同居家族の高齢化問題により、早急な生活支援が求められている。居宅介護のみでは長時間にわたる支援を受けることが困難であり、重度訪問介護が望ましいと判断される状況であっても、利用できる事業所が限られていることによりサービス提供に至らない事例が多くみられる。市としても制度の周知や利用を促しているが、提供できる事業所が限られてしまうため、サービス利用に繋がらない状況となっている。

国にお願いすること

重度訪問介護サービスを必要とされている重度障害者の方々が、提供できる事業所数の制約により実際の利用につながらない事例が多く見られています。重度障害者やその家族の地域生活を支援していくためには、制度のあり方についての早急な検討が必要とされています。

適正な報酬単価の設定についての見直しを要望いたします。